

北秋田市が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱

令和6年3月1日告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北秋田市が発注する建設工事（以下「市工事」という。）に配置される技術者等が、当該市工事以外の工事（以下「他工事」という。）の技術者等として兼務する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(専任配置の監理技術者の兼務)

第2条 市は、次に掲げる市工事を除く市工事において、次項に定める他工事と同一の特例監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。）を置くことを認めることができる。

- (1) 共同企業体として契約を締結し、又は締結しようとする市工事
- (2) 低入札価格調査を経て契約を締結し、又は締結しようとする市工事
- (3) 入札における入札参加資格要件等において監理技術者又は主任技術者の専任配置を求めている市工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工事内容、施工管理の難易度、工事現場の地理的状況等に鑑み、発注者が特例監理技術者の配置は認められないと判断する市工事

2 前項に規定する他工事は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 当該市工事と他工事の工事場所が北秋田市内であること。
- (2) 当該特例監理技術者に求められている資格要件が市工事と他工事において同一であること。
- (3) 監理技術者の専任配置を求めている他工事であること又は監理技術者の専任配置を求められている他工事の発注者が当該市工事との兼務を認めていること。

3 第1項の規定により特例監理技術者の配置を認める場合に、当該市工事に配置する監理技術者補佐は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

- (1) 当該市工事に専任で配置すること。
- (2) 当該市工事の監理技術者に求める資格を有する者又はその資格に係る建設業法第27条第1項に規定する技術検定と同一の技術検定の1級の第1次検定に合格した者であること。
- (3) 受注者と直接的な雇用関係にあり、かつ、3月以上の恒常的な雇用関係にあること。

- (4) 特例監理技術者と常に連絡が取れる体制であること。
- (5) 受注者より監理技術者補佐が担う業務が明らかにされていること。
- 4 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会
その他施工における主要な業務を適正に遂行しなければならない。
- 5 同一の監理技術者が兼務することができる工事の数は、当該市工事及び他工事を合わせて、
2とする。

(専任配置の主任技術者の兼務)

第3条 市は、次に掲げる市工事を除く市工事において、次項に定める他工事と同一の主任技術者を置くことを認めることができる。

- (1) 請負対応額が8,000万円以上である市工事及び下請総額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上と見込まれる市工事
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる市工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工事内容、施工管理の難易度、工事現場の地理的状況等に鑑み、市が主任技術者の兼務は認められないと判断する市工事

2 前項に規定する他工事は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市工事と他工事の工事場所が同一の北秋田市内であること。
- (2) 当該主任技術者に求められている資格者要件が市工事と他工事において同一であること。
- (3) 主任技術者の専任配置を求めている他工事であること又は主任技術者の専任配置を求められている他工事の発注者が当該市工事との兼務を認めていること。

3 同一の主任技術者が兼務することができる工事の数は、当該市工事及び他工事を合わせて、原則2程度(災害復旧工事等(災害復旧工事、改良復旧工事その他のこれらに類する工事をいう。以下同じ。)が1件以上あるときは3まで)とする。

4 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項に規定する次に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 密接な関係のある工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、次に掲げるもの
 - ①同種の工作物を対象とする土木工事(例:市道維持工事と市道舗装工事)
 - ②工事場所が隣接する土木工事(例:橋梁工事と河川改修工事)
 - ③同一敷地内にある建築物の建築工事又は設備工事
 - ④相互に工程や安全確保のための調整を要する工事(例:資材を一括調達し相互に調整を要する工事、相当の部分を同一の下請業者で施工し相互に工程調整を要する工事)

(2) 同一の場所又は近接した場所受注者から提出される自動車で通行可能な経路による工事場所の相互距離が 10 k m 程度

(現場代理人の兼務)

第 4 条 市は、請負対応額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満の市工事（低入札価格調査を経て契約を締結し、又は締結しようとする市工事を除く。）において、次項に定める他工事と同一の現場代理人を置くことを認めることができる。

2 前項に規定する他工事は、予定価格が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満の工事であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 他工事の発注者が国、県又は市町村の機関であること。

(2) 市工事と他工事の工事場所が北秋田市内であること。

(3) 他工事の発注者が市工事との兼務を認めていること。この場合においては、他工事の発注者が兼務を認めていることについて、書面で確認できるものであること。

3 前 2 項の規定にかかわらず、随意契約により工事を発注し、諸経費調整の対象となっている場合は、それぞれの工事において同一の現場代理人を配置することができる。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、前条の規定により市工事及び他工事（発注者は、国、県又は市町村の機関に限る。）において同一の主任技術者を配置し、又は配置しようとする工事である場合は、当該主任技術者と同一の現場代理人をそれぞれの工事に配置することができる。

5 同一の現場代理人が兼務することができる工事の数は、市工事及び他工事を合わせて、3 まで（災害復旧工事等が 1 件あるときは 4 まで、災害復旧工事等が 2 件以上あるときは 5 まで）とする。

(兼務を認めない市工事の入札公告)

第 5 条 市は、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の兼務を認めないと判断する場合は、当該市工事の入札公告においてその旨を明示するものとする。

(既契約工事がある場合等の入札の手続)

第 6 条 市工事の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）であって、契約を締結している市工事（以下「既契約市工事」という。）に配置している監理技術者等を入札に参加しようとする市工事の監理技術者等と兼務させようとするものは、次に掲げる場合を除き、当該既契約市工事の発注者から承認を得たうえで、入札に参加しなければならない。

(1) 既契約市工事の契約工期が基準日（当該入札に参加しようとする工事が余裕期間を設定する工事の場合は工事着手指定日又は工事着手期限日、議会の議決に付さなければならぬ契約に係る工事の場合は本契約締結予定日、現場施工着手日の指定をする工事の場合は当該着手日、それ以外の工事の場合は落札決定予定日の5日後をいう。以下同じ。）の前日までに終了する場合

(2) 既契約市工事の契約工期終了日が基準日以後であっても、当該既契約市工事の完成検査の結果通知日が基準日の前日以前となる場合

2 入札参加者は、前項の承認を得ようとする場合は、市に対して様式1を提出しなければならない。

3 前項の兼務承認申請書の提出を受けた市は、監理技術者等、監理技術者補佐の資格等、他工事との関係を審査し、その結果を様式2又は様式3により申請者に通知するものとする。

(市以外の既契約工事がある場合の入札の手続き)

第7条 入札参加者は、契約を締結している市以外の発注工事に配置している監理技術者等を入札に参加しようとする市工事の監理技術者等と兼務させようとするときは、当該市以外の発注工事の発注者から書面による承認を得た上で、入札に参加しなければならない。

(特例管理技術者及び主任技術者を配置する場合の入札の手続き)

第8条 特例監理技術者を配置しようとする入札参加者は、記載例を参考に、様式第7に配置予定監理技術者補佐の氏名、資格等を記載するとともに、同様式第7で添付が必要とされる書類及び契約を締結している他工事の発注者の特例監理技術者の配置の承認を証する書類を提出しなければならない。

2 他工事に配置し、又は同時期に入札中の市工事に配置予定の主任技術者を入札に参加しようとする市工事の主任技術者と兼務させようとする入札参加者は、記載例を参考に、様式第7に配置予定主任技術者の氏名、資格等を記載するとともに、同様式第7で添付が必要とされる書類、契約を締結している他工事の発注者の兼務の承認を証する書類及び理由書（様式4）を提出しなければならない。

(既契約市工事の受注者の兼務の手続)

第9条 既契約市工事の受注者は、当該既契約市工事に配置している監理技術者等を契約を締結している他工事の監理技術者等と兼務させようとするときは、既契約市工事の発注者からその承認を得なければならない。

- 2 既契約市工事の受注者は、前項の承認を得ようとする場合は、既契約市工事の発注者に兼務承認申請書（様式1）を提出しなければならない。
- 3 前項の兼務承認申請書の提出を受けた既契約市工事の発注者は、監理技術者等、監理技術者補佐の資格等、他工事との関係を審査し、その結果を様式2又は様式3により申請者に通知するものとする。

（現場代理人の兼務の手続）

第10条 市工事の受注者は、当該市工事に配置している現場代理人を他工事の現場代理人と兼務させようとする場合又は他工事に配置している現場代理人を当該市工事の現場代理人と兼務させようとする場合は、当該市工事の発注者に兼務承認申請書（様式1）を提出しなければならない。

- 2 前項の兼務承認申請書の提出を受けた市工事の発注者は、その内容を審査し、その結果を様式5又は様式6により申請者に通知するものとする。
- 3 市工事の発注者は、前項の規定により兼務を承認した後、契約変更等により第4条に規定する要件を満たさなくなった場合は、兼務の承認を取り消し、受注者に当該市工事の現場代理人を常駐させるよう指示しなければならない。

（特例監理技術者への変更等）

第11条 専任の監理技術者が特例監理技術者となる場合又は特例監理技術者が専任の監理技術者となる場合は、技術者の変更及び工期途中での途中交代には当たらないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第6条から第8条までの規定は、令和6年7月1日以降に入札・公告をするものから適用する。
- 2 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて（令和5年4月1日北秋財040005）は、廃止する。